九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

北魏の御史

川本, 芳昭 九州大学大学院文学研究科

https://doi.org/10.15017/24515

出版情報:九州大学東洋史論集. 5, pp. 58-76, 1977-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン: 権利関係:

目

次

天興四年の御史台改革

高祖の官制改革より前の監察官

北

魏

御

史

]]

本

芳

昭

天興 四 年の 御 史 台改革

魏書一三官氏志、 罷外蘭台。御史総属内省。

天興四年

(西紀四〇一)

九月の条に、

とある注①(以下特に断らない限り出典はすべて魏書である 。蘭台とは一般的には禁中にある書籍を蔵める場所をいう。58

けにこの官氏志にみえる外蘭台の蘭台も、 しかしこの語は屢〃御史台の異称として用いられる。それだ 同じ史料中に御史

という語がみえることと合わせ考えた際、御史台を指してい

頃の北魏の政治を伝えて、 - 1915年 - 1917年 - 19

蘭台置中丞御史、知城内事。

②。故にこの史料は一応信頼することができる。 過あるまい。 伝の北魏に関する記載は大体において正確であるといえる注 とある。 から北魏の天興四年、 南斉は北魏の「敵国」であるけれども、 蘭台=御史台が存在していたとして大 以上のこと 南斉書魏虜

五 結び 太和十七年の改革以後の御史 高祖の官制改革と御史台 高祖の官制改革より前の御史

四 Ξ

序

することにより、 の支配構造はどのようになっていたのかといったことについ するものである。 本論 は、 北魏時代における御史台の再度に亘る改革を検討 なお、合わせて、異民族国家たる北魏王朝 この時代の御史の実態を明らかにしようと

ても若干の考察を試みる。

魏の御史台長官は魏晋時代のそれが御史中丞と呼ばれ

って

蘭台の たように内朝、 応するものであることは間違 の意味を解明する。北魏にはかって漢においてそうであっ さて次に、 泰常元年 (四一六)、 が同じ史料にみえる内省という語の「内」と対 右の外蘭台という語についてであるが、この外 外朝の別が存在した。崔浩伝 (五三) に、 司馬徳宗将劉裕伐姚泓。 いない。 いまとの「内」、 自推 泗 入

したが、その両者が国の重要な政策を審議したことを伝えて い とあるものは、 る。また高宗紀(羝)和平四年(四六三)三月の条に、 乙己、詔曰、 労役非一。自今擅有召役、逼雇不程、 北魏二代皇帝太宗のときに内朝、 (中略) 今内外諸司、 州鎮守宰、 皆論同枉法。 外朝が存在 侵使兵民、

(中略)。

又議之内朝、

咸同外計。太宗将従之。

欲泝河西上、仮道於国。詔群臣議之。外朝公卿咸曰

当初から北 北魏 ほぼ一代を通じて内朝、 帝より後の世宗、 四代皇帝高宗の時にも内朝、 味であるが、その京官が内外に別けられているということは とある。ここにみえる内外諸司とは地方官に対する京官の意 たというわけではない。い ているとされよう。このような内朝、 一代を通じて内朝、 魏末までの 粛宗の時代にあっても存在しており、 内 外朝の別があったといっても、 外朝の別 朝、 外朝の 外朝が存在していたことを物語 まその点についてみてみよう。 があったといえる。しかし、 実質が最後まで不変であ 外朝の別は高祖孝文 北魏 ほぼ

つ

てみてみよう。 う目的をもった改革であろうと考える。 ときに北魏が直面した漢地経営という新課題に対処するとい 即ち外朝の御史台が廃止され、そこにいた御史はすべて内朝 興四年九月の時点で御史台に大幅な改革が加えられ、 強かった当時の内朝を指すことは間違いなかろう。つまり天 改革より後では内朝からそのような北族的色彩が払拭され 鮮卑、 内官と呼ぶ。)に就官したものの大半が北族系の人物 中国的な官職名のものが数多く存在し、 改革が加えられたかをみるとき注目すべきことが分かる。 は一体どこにあったのであろうか。 にみえる外蘭台が外朝の御史台であり、 しまっていることである注③。このようにみてくると官氏志 とその子孫をも含む。)によって占められていたの 改革を行っている(以下、一括して高祖による官制改革と呼 に属させられたのである。それならばこの改革の意図する所 れは高祖による官制改革より前では内朝を構成する諸官に非 ぶ。)。この改革で、それより前の北魏の内朝にどのような 太和十四年に崩じてのち約十年間、 さて、 匈奴等。但し、北魏建国につくした胡化の著しい漢人 高祖は称政の形で国政を握っていた文明太后馮氏が 筆者はこれは初代太祖 立て続けに数多くの官制 以下このことについ 内省が北族的色彩の かつ内朝官(以下、 に対 (主に 7

職官六、中丞の条には、そのことを簡潔に記して、北史、北斉書等を読めば容易に知れる所である。通典巻二、いたのと異なり、御史中尉と呼ばれていた。このことは隸書、

とある。并州を平げた太祖はついで後燕の根拠地である中山并州平。初建台省、置百官。

崔逞伝(巻三)に、攻略へと向い、翌年十月、これを攻め落している。ところで攻略へと向い、翌年十月、これを攻め落している。ところで

と呼ばれていたことが想定される。なお、崔逞の玄孫、崔休百官」の台省には御史台が含まれ、かつその長官が御史中丞見当らないのであり、そのことから太祖紀の「初建台省、置見当らないのであり、そのことから太祖紀の「初建台省、置たことを記している。このときまで御史の存在を示す史料はとあって、崔逞が太祖の中山攻略の直前、御史中丞に就官した私とのでは、「中略」尋除御史中丞。

の伝

(巻六) にも、

の名称は魏晋時代と同じく御史中丞であったと考えられるのの名称は魏晋時代と同じく御史中丞であったと考えられる御史台の長官る理解を支えることになろう。つまり皇始元年九月の台省設る理解を支えることになろう。つまり皇始元年九月の台省設る理解を支えることになろう。つまり皇始元年九月の台省設とあって、崔遑が御史中丞に就官したことを伝えている注④。とあって、崔遑が御史中丞に就官したことを伝えている注④。とあって、崔遑が御史中丞に就官したことを伝えている注④。

暍而駡之曰、死胡安敢夢生天子。遣其御史中尉陽約、数儁夜夢石季龍齧其臂。寤而悪之。命発其墓、剖棺出尸。さて、晋書巻│、載記第│、慕容儁伝に、

である。

1.55。 これは石炭塊には司戻の洋早県学部が建てて前熊で其残酷之罪、鞭之、棄于漳水。

をもって完全に北魏方の勝利に帰し、これ以後北 という官名を、 同じ鮮卑族が建てた国家である前燕王朝に存在した御史中尉 すると、 治的状況の推移の中に右に記した晋書の史料を絡ませて考察 な漢地経営に乗出してゆく。このような皇始~天興年間 北魏と後燕との戦いは、天興元年(三九八)正月の 御史中尉という官が存在していたのを示している。 とある。これは拓跋魏とは同族の鮮卑慕容部 そこに一つの仮説が成立する。北魏は後燕討伐後、 皇始元年の百官備置に伴って置かれたと考え が建てた前燕に 魏は本格的 ととろで 鄴の陥落 の政

その際、その狙いが北魏による漢地支配をより効果的にするつ監察権等の権限が内朝に帰属したことを意味するであろう。天興四年の御史の内朝への転属という改革は、当然御史のも革を行った天興四年九月である、ということである。なお、られる御史中丞という官名に代えた、それは北魏が御史台改

二、髙祖の官制改革より前の監察官

とが考えられるのである。

ことにあり、かつその手本が前燕にあったであろうというこ

本節ではそれらの諸官をとりあげる。以外にも監察及びそれに伴う弾劾を任とする諸官が存在した。さて、高祖による官制改革より前の時期にあっては、御史

(イ) 候 官

ことを伝えて、
まず候官についてであるが、刑罰志 (巻) に高宗の時の

とある(この史料にみえる「内外候官」という語句中の「内」間、以求百官疵失。 増置内外候官、伺察諸曹外部州鎮。至有微服雑乱於府寺

から各々京師、地方州鎮を指すのであろう)。庾業延伝(港「外」とは、それに続けて「伺察諸曹外部州鎮」とあること

代人也。後賜名岳。其父及兄和辰、世典畜牧。 (中略)

多所猜悪。遂誅之。時人咸寃惜。候官告岳衣服鮮麗、行止風来、擬儀人君。太祖時既不豫、天賜四年(四〇七)詔賜岳舎地於南宮。岳将家僮治之。

後遷司空。岳兄子路有罪、諸父兄弟悉誅、

特赦岳父子。

かる。なお、官氏志(一二)に、察弾劾している例から知れるように高官に及んだこと、が分祭弾劾している例から知れるように高官に及んだこと、が分ひそれに伴う弾劾を任としていたこと、それが司空庾岳を監とある。以上の二史料から候官が京師の諸曹や州鎮の監察及とある。以上の二史料から候官が京師の諸曹や州鎮の監察及

義。諸曹走使、謂之髠鴨、取飛之迅疾。以伺察者為候官、|旧名。或取諸身、或取諸物、或以民事、皆擬遠古雲鳥之初帝(=太祖)欲法古純質、毎於制定官号、多不依周漢

減置候職四百人、司察非違。とあり、同巻太和二年(四七八)の条に、

況。

(四七九)の条に、 数にのぼったことが窺われる。また刑罰志 (巻│) 太和三年ところで右の官氏志太和二年の史料から候官が、かなりのとあって、候官を白鷺とか候職といったことが考えられる。

重罪受賕不列、細過吹毛而挙。其一切罷之。於是更置謹下詔曰、治因政寛、弊由網密。今候職千数、姦巧弄威、

直者数百人、以防諠鳎於街術。

吏民安業。

謂之白鷺、取其延頸遠望。自余之官、義皆類此、咸有比

庚申、詔、罷行察官。

は、より簡潔に

とみえる。

(中 内) 侍員

太宗初、為内侍長、令察挙百僚。糾刺姦慝、無所回避。次に内侍長についてであるが、安同伝附頡伝(〇)に、

嘗告其父陰事。太宗以為忠、特親寵之。

官制改革によって廃止されたと考えられる北族系の天子近侍とは、北魏の前身である代国の時代に設置され、高祖によるは一体どのような官なのであろうか。結論的にいうと内侍長劾」の意に用いられているとすべきである。では、内侍長ともっているが、ここでは本文全体の内容から推して「監察挙とある。ここにみえる「察挙」は選挙制度上は特定の意味をとある。ここにみえる「察挙」は選挙制度上は特定の意味を

)官である。官氏志 (巻 | |-|) 、昭成帝の建国二年の条に、

初置左右近侍之職。無常員、

或至百数。

侍直禁中、

伝宣

皆取諸部大人及豪族良家子弟、儀貌端厳、機弁才

之侍中散騎常侍也

応選。

又置内侍長四人、主顧問、

拾遺応対。

北魏より前

この官は恐らく高祖による官制改革において廃止されたと考

の王朝国家には例を見ない北魏独特のものである。

散は太祖の時代に設置されたと考えられる天子近侍の官で、

のである。 のである。 のである。 とあり、この官が北族系の天子近侍の官として、昭成帝の時とあり、この官が北族系の天子近侍の官として、昭成会に、田成帝には高祖による官制改革によるが、そのいずれもが高祖以前に就官していて世宗以後にはるが、そのいずれもが高祖以前に就官していて世宗以後にはるが、そのいずれもが高祖以前に就官していて世宗以後にはるが、そのいずれもが高祖以前に就官して、曹茂一、王樹侍長就官者は八名(庾和辰八、安頡〇、筆者が検索し得た内代に設置されたことを伝えている注の。筆者が検索し得た内代に設置されたことを伝えている注の。筆者が検索し得た内代に設置されたことを伝えている注の。

H

る範囲内で中散とはどのような官であるかを述べておく。中名範囲内で中散とはどのような官であるかを述べておく。中官。南安王楨有貪暴之響。遣中散閻文祖詣長安察之。文祖受楨金宝之路、為楨隱而不言。事発坐之。 とある。これによると中散も候官等と同じく監察及びそれにとある。これによると中散も候官等と同じく監察及びそれにとある。これによると中散も候官等と同じく監察及びそれにとある。これによると中散も候官等と同じく監察及びそれにとある。これによるとが分かる。これには事務を持ち、本籍を持ち、いま本論に必要と思われては事務をは、本籍を持ち、いま本論に必要と思われている。

その構成員は就官者が多数であることから推してかなりの数 えられ、 高祖 一の次の世宗の即位時には全く姿を消してい くる。

散 えられる注の。 とから窺えるようにその職務は分化し固定化していったと考 百官の監察等、 にのぼったと考えられる。その職務内容は非常に広範で従軍 奏事中散等、後代になればなるほど名称が多様化したこ 様々なことを行なっている。しかし、秘書中

期に 節 かに、 かどうかという点をとりあげる 劾の権をもつ御史以外の官が同時に存在することになる。 の職分として百官の監察と非違弾劾とがあった。もしこの時 が推断されるのである注8。ところで漢代以来、御史にはそ かくて高祖による官制改革より前の時期において、 即ち諸内官の一部であると断定して大過はないと思われ る官である。それだけにこれらは当時の内朝を構成する諸官、 子に直結する糾察官であり、内侍長や中散は、天子に近侍す はこの時期に御史が果して監察い 以上みてきたように候官は一般官僚機構の枠外にあって天 おいてもそうしたことがあるとすれば、 監察及びそれに伴う弾劾を任とする諸官があったこと 弾劾の権をもっていたの 内朝に監察、 内朝のな る。 次 礖

> の職分面から考察することとする注9。 べておいた。本節ではこの時期における御史の実態を主にそ が、監察、 ていたものと考えられる。 跡は見受けられない。即ち、この間御史は引続き内朝に属し 切る形で洛陽に遷都している。 布施行し、また、その年の九月に南伐と称し群臣の反対を押 の約九十年間、御史台に対して何らかの改革が加えられた形 高祖は太和十七年 弾劾を行っていたことについては前節 (四九三) 六月に詔を下して職員令を公 当時の内朝を構成する諸 天興四年からこの において述 遷洛時まで 部

は省く。(→周幾伝(巻三)に、 げてみよう。但し、官氏志の前引の天興四年九月の条の史料 史料の中から「御史」という語句のみえる史料を年代順にあ いま天興四年九月から太和十七年六月までのことを記した

民尚書。 太宗即位、為殿中侍御史。掌宿衛禁兵。 断决称職。 遷左

伝附鳥侯伝 (九二 とある注⑩。これは太宗のときのものである。また、〇奚斤 に、

とあり、 宣城王奚斤、 日安同伝附頡伝 (巻三) に、 自長安追擊赫連昌、 至于安定。

世祖時、

拝治書御史、

建義将軍。

とあり注の、 四于簡伝(岩八)に、

御史。

祖 の 官 制 改革 より前 0 御 史

₹

北魏の御史

とあり、田南斉書七、魏虜伝に、

拝治書侍御史。

蘭台置中丞御史、知城內事。

とある注心。口、曰、四、因は世祖のときのものである。ま

興光中、遷侍御史。

附力斤伝 (巻二) に、 とある。これは高宗のときのものである。また、出尉古真伝 歴位御史中尉、并州刺史。 「七〇六 」 に

高湖伝附鑑伝に、(芦三)に、 とあるが、これも高宗のときのものと考えられる。また、八

掌摂内外、弾糾非法。当官而行、無所畏避。甚見称賞。 顕祖之御寧光宮也、謐恒侍講読。拝蘭台御史、尋転治書。

名注(3)。

とあり、(九高祖紀(巻七)、太和五年(四八一)三月の条に、 己己、車駕還宮。詔曰、法秀妖詐乱常、妄説符瑞。蘭台

延興二年 (四七二) 卒。

御史張求等一百余人、招結奴隷。謀為大逆。(後略)

とあり、山一鄧淵伝附羨伝(巻二)に、 とあり、什張袞伝附白沢伝(四二)に、 太和五年卒。(中略)遣侍御史、営護喪事。

とあり、十二趙郡王幹伝(巻二)に、 歷中書学生、侍御史。

> とあり十三崔弁伝附景儁伝(六一)に、 (中略) 遣侍御史仮節監

歴侍御史、主文中散。

け宿石、 出尉力斤、 八高謐、 仇張求、 山鄧羨、 二崔景儁の十 めて少ないことである(一周幾、口奚烏侯、白安頡、四于簡 伝も含めれば二例。) であり、その三は御史就官者の例が極 事例もまた一例しか見出せないこと (二)安頡伝。なお、高謐 いこと (八高謐伝) であり、その二は御史による監察を示す その一は御史による非違弾劾を示す事例が一例しか見出せな とある。八、仂、什、一、一十二はいずれも高祖のときのも のである。以上、一~一一の史料をみて気付くことが三点ある。

ところで、職員令が施行された太和十七年六月以後のこと

しぼり、敬宗より後のものはとらないこととする。 その時期を、高祖、世宗、粛宗、敬宗の時代、約三十年間に 爾朱氏一族や高歓等の権臣に全く奪われてしまうため、一応 てみよう。但し、敬宗の時代を最後にして北魏王朝の実権は 以後の御史による弾劾事件が記されている史料の所在をあげ 事例が頻見し、御史就官者もまた多出する。いま職員令施行 を記した史料には、御史による百官の監察、その非違弾劾の

正光三年十二月丁亥の条、③高涼王孤伝附子思伝(巻一) ⊕世宗紀(巻)延昌元年十二月己己の条、❷粛宗紀(九)

伝 (巻七)、句陽尼伝附固伝 (巻七)、句奚康生伝 (巻七 巻三)、Ø司馬叔璠伝附仲明伝(世三)、Ø王慧龍伝附瓊伝(巻三)、Ø陳建伝附念伝(巻三)、Ø李順伝附憲伝(太子恂伝(巻二)、188尉古真伝附聿伝(六二)19于栗䃅伝北海王詳伝(巻二)、188郡古真伝附離伝(巻二)、198郡 ❷甄琛伝附張纂伝 (巻六)、❷高聡伝 (巻六)、❷王世弼 ◎趙郡王幹伝 (巻二)、❷趙郡王幹伝附謐伝 (巻二)、⑤ 附景伝 (巻三)、②封懿伝附回伝 (巻三)、②王憲伝附雲 王休伝附願平伝(巻一)、②河間王若伝附琛伝(巻二)、 ④常山王遵伝附寿興伝(五) 上)、8済陰王小新成伝附誕伝(港上)、9広平王洛侯伝 ❸李霊伝附宣茂伝 (巻四)、❸趙逸伝附令勝伝 (巻 (巻一)、 の章武王太洛伝附融伝)、❷陳建伝附念伝(巻三)、❷李順伝附憲伝(((巻) 、 の陽平王新成伝附欽伝 (巻 一)、⑤常山王遵伝附暉伝(卷一

満ちていることは有名である注❻。 の家系に属する人々につい の祖父にあたる。魏書は周知のように北斉の時代に作成され ての信憑性について考えてみよう。高謐は北斉を建てた高歓 ここで、

高

謐伝における

御史高

謐の

弾劾の

事 北魏 代のことを記した正史である。 ての記載が極めて作為的な改竄に とすれば高歓の祖父にあ 魏書に 跡 お の いて高い 史料 歓

史就官者数の場合にあっても同様である。

考えられる。北斉書|神武紀上に、たる高謐の伝の作成にあたっても改竄の行われたことが十分

居懷朔鎮。謐生皇考樹。(中略)湖生四子。第三子謐、仕魏位至侍御史。坐法徙(中略)湖生四子。第三子謐、仕魏位至侍御史。坐法徙斉高祖神武皇帝、姓高、名歓。字賀六渾。渤海蓨人也。

とある。浜口重国氏はこの史料について、

多い人であった丈けに、信用など微塵も置けた話ではなきは、彼が高歓の祖父にして後世粉飾されることの最も謐が徙鎮以前魏朝に仕えて侍御史に為ったという伝の如

た時 期であったにもかかわらず、御史弾劾の記載例が一つもるとすると天興四年以後の約九十年間、法が厳酷に用いられ筆された可能性が極めて強いのである。もし加筆が事実であ載は、 謐の伝を美化するため魏収等の史官によって故意に加とすら当にはならないのである。故に高謐伝の御史弾劾の記と述べておられる注⑮。つまり高謐が御史になったということ述べておられる注⑯。

あることを述べた。このうち安頡伝には監軍侍御史という官為監軍侍御史。」とあるものと高謐伝の記事との二例だけで(巻三)に「宣城王奚斤、自長安追撃赫連昌、至于安定。頡てであるが、先にこの時期における御史監察の事例は安頡伝ところで、弾劾の前提となる御史による百官の監察につい

ないことになる。

る監察に裏付けられたものであるとした際、この時期においまいる。 このような中央地方の行政に携わる官吏に対するとのがないことになる。一方、かりに高謐伝の史料が事には出ていないけれども、これは恐らく御史による特定の軍には出ていないけれども、これは恐らく御史による特定の軍には出ていないけれども、これは恐らく御史による特定の軍には出ていないけれども、これは恐らく御史による特定の軍には出ていないけれども、これは恐らく御史による特定の軍には出ていないことになる。一方、かりに高謐伝の御史に関するものがないことになる。一方、かりに高謐伝の史料が事事を伝えたものであり、その弾劾権の行使が行政官吏に対する監察に裏付けられたものであるとした際、この時期においる監察を示すものであろう。ところで、高謐伝の御史に関するものがないことになる。一方、かりに高謐伝の史料が事事を伝えたものであり、その弾劾権の行使が行政官吏に対する監察に裏付けられたものであるとした際、この時期においる史料は、本のであるとのであるというというというに関するというという。

四、高祖の官制改革と御史台

おいてもほとんど活動していなかったといえよう。

て少ない。結局この時期の御史は、軍事面以外の百官監察にその一例という数も太和十七年以後の事例数と比べると極め

て行政官吏の監察を示す事例が一つあることになる。

66

実態をとりあげる。 本節は高祖による官制改革時、御史台に加えられた改革の

王孤伝附子思伝(四一)に、御史中尉元子思のそれに関する が、 尚 .書省が結局それを拒否したという事件があった。 御史台が尚書省に応朝名帳を送付することを求めた 高涼

弾文と、その弾文に対する答詔をのせ、

敬宗のときまで続いていたことが察せられる。 とあるのがそれである。これから高祖のときの御史令が以 (下一) 太和十七年六月の条に、 即遣移問、事何所依。 避路。 古事。付司検高祖旧格、 旋省二三、未解所以。 上挙手礼之。以此而言、 案旧事、 留不送。尋復移催并主吏。 禁内。又云、中尉出行、車輻前駆、 子思奏曰、安御史令云、 (中略) 御史中尉逢台郎於複道、中尉下車執板、 去月朔旦、 正謂都省別被新式、 (中略) 詔曰、国異政、不可據之 推処得失以聞。 明非敵礼。 中尉督司百僚、治書侍御史糾察 忽為尚書郎中裴献伯後注云、 台移尚書索応朝名帳。 臣既見此、 除道一里、王公百辟 尋従子思 改易高祖旧命。 さて、高祖紀 深為怪愕。 郎中車 而省稽 後

局 釐整時務。 未善周悉。 人守其職。 所疑而令文不載者、 遠依往籍、 雖不足綱範万度、 比百秩雖陳、 須待軍回、 近採時 随事以聞。 直 更論所闕。 事典未叙。 作職員令二十一巻。事 永垂不朽、 九列炳於漢晋。 当更附之。 権可付外施行。 自八元樹位、 且可釈滯目前 務必有恒 射加省 其有当 迫戎期、

詔曰、六職備于周経、

莫举。

請以見事免良等所居

定と符を合せるかのように御史による弾劾の事例があらわれ 四月には新律令が公布されている。その具体的内容は不明 てくる。高道悦伝(巻六)に、 令の制定時を太和十七年六月とする。 は影響しないので、 いたのかも知れない。いずれにしても高祖による官制改革時 あるが、 い に新しい御史の官制が定められたといえよう。以下、 とある。 る御史令が入っていた蓋然性が高い。 あるいはそのときいまみている御史令が芽を出し 先にみた所を合わせ考えるとこの職員令に 論述の繁雑さを避け、 この御史の新官制の制 もっとも太和十六年 高祖のときの御 ζì 論旨に まみて 史 7

又奏兼左僕射吏部尚書任城王澄、 御史薛聡、侍御主文中散元志等、 兵使会否、曾不検奏。尚書左丞公孫良、 南征、徴兵秦雍。大期秋季、閲集洛陽。 転治書侍御史、加諌議大夫。正色当官、 位総朝右、 稽違期会、 道悦以使者治書 職維枢轄、 不惮強禦。 任属戎機 奏挙其罪。 蒙冒 車駕

とを伝えているものである。これ以後北魏末まで、 決行される同年九月までの間に御史による弾劾の行われたこ になる。 りあげたように御史による弾劾事例が恒常的に存在するよう とあるのがそれである。 即ち右は太和十七下六月から遷洛 前節でと が

また遷洛時を境として御史中尉就官者が恒常的に史料の上

(11六)にそのことを伝えて、のときの最も早い御史中尉就官者は高道悦である。高道悦伝のときの最も早い御史中尉就官者は高道悦である。高道悦伝にあらわれてくるようになる。いまそれをみてみよう。高祖

庫未構。(後略) 車駕将幸鄴、又兼御史中尉、留守洛京。時宮極初基、廟

とを伝えている注⑩。さて、高涼王孤伝附子思伝(四一)に、 で高祖が鄴に行幸する直前、高道悦が御史中尉に就官したこ 陽から鄴へ行幸している。 臣に告げ、尚書李冲等に洛陽城の築城を命じ、翌十月には洛 とある。高祖は南伐の途上の太和十七年九月に遷都決行を群 廃。府寺台省、 避路。時経四帝、前後中尉二十許人、奉以周旋、未曾暫 禁內。又云、中尉出行、車輻前駆、除道一里、王公百辟 子思奏曰、案御史令云、中尉督司百僚、 揆之本、至於公事、不応送御史(疑送字下脱名字)。至 以親従薦為御史中尉。先是兼尚書僕射元順奏、以尚書百 子思、字衆念。性剛暴、 並従此令。 右はこのときのことを記したもの 恒以忠烈自許。元天穆当朝権、 治書侍御史糾察

聡伝) ●高道悦(光 高道悦伝)、❷ 存聡(北史光三 薛弁伝附(高祖)●高道悦(二)高道悦伝)、❷ 李彪(二)李彪伝)

(粛宗) ②敬宗孝荘帝元子攸(巻一本紀)、②元匡(九上広大王顕伝)、④元昭(巻八華祖伝)、④王顕(八九王顕伝)、④元昭(巻八華祖伝)、④王顕(八明根伝附肇伝)、④李平(卷六李平伝)、❸崔亮(明根伝附肇伝)、④李平(卷六李平伝)、❸游肇(五游、世宗)⑤元彧(巻一臨淮王譚伝附彧伝)、④游肇(卷五游

(巻九侯剛伝)、@元纂(巻一済陰王小新成伝附誕六裴延儁伝)、@鄘道元(九八酈道元伝)、@侯剛六裴延儁(大)、@封回(二三封懿伝附回伝)、@裴延儁(巻不王洛侯伝附匡伝)、@元邵(青下彭城王勰伝附邵(粛宗) @敬宗孝荘帝元子攸(巻一本紀)、@元匡(光上広(東宗)

つ他の三名を加えるとその数は二十三名となる(元子思をもよって高道穆を高祖〜敬宗間の御史中尉就官者から除き、か琰之)の場合は、元子思との就官時の前後関係が分らない。官している(両伝参照)。他の三名(元仲景、爾朱世承、李官している(両伝参照)。他の三名(元仲景、爾朱世承、李

四帝は敬宗以前の四帝、

即ち高祖、世宗、

とある。この史料は敬宗のときのものであり、文中にみえる

史中尉に就官したものをあげる。ものが二十許人であったとしている。つを指している。ところで右は四帝の間、

つぎに各帝の時代に御、御史中尉に就官した宗、粛宗、敬宗の四帝

ではないかという推測が生ずる。しかし、尉古真伝附力斤伝の際、御史中尉が高祖による官制改革によって新設された官のの際、御史中尉が高祖による官制改革によって新設されているから敬宗までの御史中尉就官者のほぼ全員が記載されているから敬宗までの御史中尉就官者のほぼ全員が記載されているの際、御史中尉が高祖による官制改革によって新設されない。とことは魏書に高祖後中尉二十許人」と正しく合致する。このことは魏書に高祖徐中尉二十許人」と正しく合致する。このことは魏書に高祖徐中尉二十許人」と正しく合致する。このことは魏書に高祖徐中尉二十許人」と正しく合致する。このことは魏書に高祖徐中尉二十許人」と正しく合致する。しかし、尉古真伝附力斤伝ではないかという推測が生ずる。しかし、尉古真伝附力斤伝ではないかという推測が生ずる。しかし、尉古真伝附力斤伝の際、御史中尉が高祖による官制改革によって新設されている「時経四帝、前徐中尉二十許人」と正しく合致する。このことは魏書に高祖徐中尉二十許人」と正しく合致する。

大きな差があるためであるとされよう。大きな差があるためであるとされよう。のは太和十七年より前とそれ以後とで御史中尉に就官したと考えられとある。尉力斤は高宗のとき御史中尉に就官したと考えられとある。尉力斤は高宗のとき御史中尉に就官したと考えられとある。尉力斤は高宗のとき御史中尉に就官したと考えられたきな差があるためであるとされよう。

大巻 に、

ことを示す端的な史料はないけれども、この年を契機として以上の論証から太和十七年に御史台の改革を行ったという

洛陽伽藍記巻永寧寺の条に、 の宣光殿に位置していたと考えられる注®。一方、御史台は、 は太極殿の西側の式乾殿ないしは徽音殿、後宮は太極殿後方 なった。遷洛以後のこれら三者の役所、あるいは居所はす 舎人に代表される中書官僚と、後宮に存在する宦官の三者と 諸官がなくなり、内朝の中心は侍中を筆頭とした門下官僚と、 て禁中にあって門下省は太極殿の東側の含章殿、中書舎人省 的様相を呈してくる。そこではかって内朝を構成した北 高祖による官制改革以後の内朝はそれ以前とは対照的に中国 よってここでは御史の外台化という点をとりあげる。さて、 動の活発化、就官者の多出という現象等から充分察知できる。 図をもってなされたと考えられる。御史強化の方針が打出さ いうと、この改革は御史の強化とその外台化という二つの 御史台に何らかの改革が加えられたことがわかる。 れていることはすでにみたような太和十七年以後の御史の活 結論的に

=禁中) 前闖闔門南一里御道西。其寺東有太尉府、西対永寧寺、熈平元年(五一六)霊太后胡氏所立也。在宮(

永康里、

南界昭玄曹、北隣御史台。

後為高肇所譖、云詳皓等謀為逆乱。于時詳在南第、世宗たことが分かる。また、北海王詳伝 (|上) には、とあることから、太尉府などとともに禁中の外に位置してい

召中尉崔亮入禁、敕糾詳貪淫、及茹皓、劉胄、常季賢、

掃静等専恣之状。

殿中侍御史、監察侍御史についてもいえる。通典巻二、職官 禁中の外にいたものと考えられる。右と同じことは侍御史、 とある。 侍御史の項に この史料から御史台の長官たる御史中尉はふだんは

後魏御史甚重。必以対策高第者補之。 昼則外台受事, 夜則番直内台。 侍御史与殿中侍御

とあ 同書同巻、監察侍御史の項に、

内省という語はこの場合、禁中あるいは禁中において御史が 番直する場所を指すと考えられる。外台とは禁中の外にある とあるのがそれを示す史料である。右の通典にみえる内台、 後魏太和末、亦置此官。宿直外台、不得入宿内省。

四一)には、「中尉督司百僚、治書侍御史糾察禁内。」、あ巻一)には、「中尉督司百僚、治書侍御史糾察禁内。」、あ御史台を指すのであろう。さて、先にとりあげた元子思伝(している。また、そのような弾劾が現実に行われたこともあ ていることを示す、あるいは窺わせる史料は一切ない。 構成した侍中等の官を弾劾し得る権をもっていたことを意味 いる。このことは太和十七年以後の御史が当該時期の内朝を 皇太子以下の百官を糾察する権限をもっていることを示して るいは「皇太子以下違反憲制、皆得糾察。」とあり、 四)。 一方、太和十七年以後御史が内朝に属し巻六)。 一方、太和十七年以後御史が内朝に属し 御史が これ

らのことは、御史がその役所、

構成員、

あるいは職権の面で

年以後御史は外台化したのである。 最早内朝に属していないことを示している。 つまり太和十七

五 太和十七 年の 改革 以 後 の 御 史

庁との関係についてみることにする。 与されているのかということと、 本節は太和十七年の改革以後、 御史台と尚書省等の他の官 御史にどのような権限が付

通 典 四巻二 かる点もある。いま分かる限りの諸点をみてみよう。第一に、 令が現存していないので不可能である。しかし部分的には分 されていったのか、その全貌を知ることは北魏各時代の御史 太和十七年の改革以後御史にどのような職権が新たに 付与

行馬外事。 至晋太元中(東晋)、始置検校御史、以呉混之為之、掌 監察御史、初秦以御史監理諸郡。謂之監察史。漢罷其名。 亦蘭台之職。宋斉以来無聞。後魏太和末亦置

|監察侍御史の項に、

此官。

祖は、 度に亘って官品の改訂を行っている。 御史との官品が実質的に格上げされていることが分かる。 する諸官のうち筆頭官たる御史中尉と、次官としての治書侍 る。第二に、高祖による官品表の改訂に伴い、御史台を構成 とあり、太和末監察御史 太和十五年十一月、同十九年十二月、同二十三年の三 (検校御史) が置かれたことが分か いまかりに、この三つ

北魏の御史

は前令の従二品に相当する。また治書侍御史は後令では六品ることが分かる(御史中尉は後令では従三品であるが、これ

史台構成員の官品を示すと左のようになる。両官品を比較すのと推定される 注⑲)。ここでこの二つの官品表によって御あると考えられる(中令と後令はその内容において相似たも官品表が載せられているが、その前者は前令、後者は後令での官品令を順に前令、中令、後令と呼ぶ。官氏志には二つのの官品令を順に前令、中令、後令と呼ぶ。官氏志には二つの

ると後令で官品

検校御史	殿中侍御史	侍 御 史	治書侍御史	御史中尉	官名
不置	従五品中	従五品中	五 品 上	三品上	前令官品
九品	従八	八品	六品	従三	後令官品
上	品上	上	上	品	官品

宮崎市定氏が分かる。 をいることが分かる。 をいることが分かる。 をについてもい をについてもい をについてもい をについてもい をではな

故。

請革選御史。此後踵其事、毎一中尉、則更置御史。自開後魏延昌中、王顕有寵於宣武(=世宗)、為御史中尉、たことが分かる。隋書八二、百官下、御史台の条に、任命された際、その部下の御史を自ら選用すべきが制度化し任命された際、その部下の御史を自ら選用すべきが制度化し上であるがこれは前令の四品に相当する。)注②。

御史選用のための試験を行うようになってくる注②。とあるのはそのことを述べたものである。かくて御史中尉は

皇後、始自吏部選用、仍依旧入直禁中。

仍兼中尉。(中略)詔琛参八座議事。尋正中尉、常侍如世宗践祚、以琛為中散大夫兼御史中尉。転通直散騎常侍、したこともあった。甄琛伝(光六)にそのことを伝えて、また、世宗の時代には、御史中尉が尚書八座の議事に介入

を窺わせる。 とある。これらは御史の任務が広範なものになっていることとある。これらは御史の任務が広範なものになっていることとある。降って粛宗の時代になると御史が税物の漕運を監察とある。降って粛宗の時代になると御史が税物の漕運を監察

それを太和十七年以後の高祖の時代の御史台と尚書省との間そこに他官庁との摩擦が生じてくることが考えられる。いまさてこのように御史の権限が次第に強化拡大されてゆけば、

宗附。冲亦重其器学、礼而納焉。毎言之於高祖、公私相李彪之入京也、孤微寡援、而自立不群。以冲好士、傾心に起った一つの事件を通してみてみよう。李冲伝(巻五)に、

之。後高祖南征、冲与吏部尚書任城王澄並以彪善傲無礼、而更相軽背、惟公坐斂袂而己、無復宗敬之意也。沖頗銜援益。及彪為中尉兼尚書、為高祖知待。便謂非復藉沖、

因以自劾。高祖覧其表、歎悵者久之。既而曰、道固(李遂禁止之。奏其罪状、沖手自作、家人不知。辞甚激切、

彪の字)可謂溢也、僕射亦為満矣。沖時震怒、数数責彪

いまこの事実を踏まえて、李冲と李彪との争いの根本的原因直後に再び彼を叙任しようとしている(李彪伝治六参照)。にもかかわらず、除名したのみであり、かえってこの事件のだ弾文をみた高祖は、有司が李彪を大辟に処すことを求めた僕射を兼ねていた(尚書令は欠員)。この李沖自らが作成しとある。当時、李沖は尚書左僕射、任城王澄は吏部尚書で右とある。当時、李沖は尚書左僕射、任城王澄は吏部尚書で右

車駕南伐。彪兼度支尚書、与僕射李冲、任城王等参理留李彪伝(巻7)は同じ事件を伝えて、

がどこに

あったかについて考えてみよう。

等於尚書都座、 (=|李沖) 輒集尚書己下、令史己上、 須訊部下。彪答臣言、事見在目、実如所劾。 **積其前後罪過、** 降下之心。 彪素性剛豪、 自謂身為法官、 乃於尚書省禁止彪。 以彪所犯罪状告彪、 与沖等意議乖異、 莫能糾劾己者、遂多専恣。 并治書侍御史鄭道元 上表曰、(中略) 訊其虚実。 遂形於声色、 皆彪所知 若或不知 臣

及其初登憲台、始居司直、首復騶唱之儀、肇正直縄之体。とある。さらに右に続けて、李沖の弾文を載せて、

何須復召部下。

応弦而倒。赫赫之威、振於下国、粛粛之称、著自京師。当時識者僉以為難。而彪秉志信行、不避豪勢。其所弾劾、

- 72 -

事雖非理、無不屈従。(中略)臣与任城卑躬曲己、若順弟之奉暴兄。其所欲者、

ていった。即ち、常山王遵伝附暉伝(五一) に、と他官庁からの攻勢をうけ、次第にその権限を縮小させられ

平当。 施行。 点。 搏。 審罰矣。 登加貶退。 以名聞、 陡此清勤也。 訪州鎮牧将治人、守令能不。 頗回威濫之刑。 訟興怨結。 治人之本、実委牧守之官。 粛宗初、徴拝尚書左僕射。 愚謂宜簡宿官経事、忠良平慎者為之。 若選後生年少、血気方剛者、恐其軽肆勁直、 愚謂宜令三司、 又表以御史之職、鷹鸇是任、必逞爪牙、 即加褒胜。若治績無効、貪暴遠聞、 自非察訪善悪、 如此則不出庭戸、 窃以大使巡省、 且暫爾往還、 八座、 得其才則政平物理、失其人則 明加貶賞、将何以黜彼貪怠 韶摂吏部選事。上疏曰、臣聞 坐知四方、端委垂拱、 若徳教有方、清白独著、宜 理不委悉。縦有簡挙、 侍中、黄門 必広迎送之費。 詔付外、 各布耳目、 亦便示牒、 御史馳糾、 有所噬 傷物処 明賞 良未 外

先是、兼尚書僕射元順奏、以尚書百揆之本、至於公事、て、前節で引用した元子思伝(四)に、て、前節で引用した元子思伝(四)に、省が何らかの介入をするようになったことを示している。さ打出されたこと、及び御史中尉の御史選用に、恐らくは尚書とあって、尚書や門下が地方官監察に任ずべきことが大きくとあって、尚書や門下が地方官監察に任ずべきことが大きく

あるように、尚書省が御史台に、応朝名帳を送付しないと不応送御史 (疑送字下脱名字) 。

を倒した敬宗は再び帝権の強化を企図するが弑逆にあい、 を呼び起こしている。この大乱を平定し、帝位を窺う爾朱栄 皇帝権力の弱体化は正光五年(五二四)以後の六鎮の大叛乱 語っている。御史台の力がこのように弱くなったことは、 御史台の力が昔日のそれと比ぶべくもなくなっているのを物 存在等に示される皇帝権力の弱体化が絡んでいる。こうした 宗の頃からの宗室、 尚書省の諸官を弾劾したが結局失敗に帰した。これは当時、 の定めた御史令に違反していることを明らかにし、合わせて のといえる。 いう事件が起きているが、 これに対し、 門下等による政治の壟断、 御史中尉 これは右の様態がさらに進んだも 元子思は、 幼君、 元順等が高祖 女后の 粛

び

結

後北魏は崩壊の一途をたどってゆく。

の の い う。それはこの時の御史台が魏晋等の御史台を外朝におくと いう制度をそのまま踏襲したものであることを示していると に属していなかった。 皇始元年の台省設立に伴って設立された北魏の御史台は内朝 九月に至って、 えよう。このような形態は天興四年まで続いたが、 面からみるべきである。 前節までの考察によって、 御史は内朝に入れられた。 蓋し、 その一 以下のようなことが分かった。 外朝の一官衙であったのであろ は 御史に軍隊 この改革は二つ (禁軍)の その 年

いる。 尚書省などとともに、 は 属するものとされ、 機構にあっては、 朝を改めて中国的なものとしている。ところで中国的な官僚 とする北族全体の私的中枢機構としての性格をもっていた内 うとしたわけであるが、その際、 かっての北族中心の支配から、中国的な支配への脱皮をしよ 和十七年の改革においてである。 足りないであろう。 経営の強化策という観点からとりあげれば別に異とするには 盾しているかのようである。しかし、より大きく北魏の漢地 目すべきことである。 官のうちに候官などの百官糾察権をもつものがいたことは注 するのは北族系によって占められている内官であり、 られる面である。 内侍長、中散等の一部内官に百官糾察権が与えられたと考え たといえる。その二は、御史が百官糾察権をもたず、侯官、 軍事国家的支配体制をもっていただけに、 監察権を与えたと考えられる面である。それは当時の北 管見の史料による限り北族系の人物によって占められて 注〇)右の二面は御史の権限という観点からみれば矛 政は外朝に 内朝は天子近侍の侍中、舎人などからなり、 あるべきである。 当時の北魏王朝において拓跋氏の最も信任 以後その職権は拡大強化されてゆく。 このような形態が再び改められたのは太 (なお、 百官の糾察を任とする御史台が外朝に 先にのべたように当時の御史 拓跋鮮卑出身の天子を頂点 高祖はその諸改革を通 かくて国政の中 大きい 権限 枢 にある との内 であっ 魏が

2

ながってゆくものである注②。 うした御史台の整備と強化は自ら皇帝の支配権力の強化に

註

言った点が分らなくなる。 ものが何なのか、「総て」という語が何を意味するのかときようが、そう読んだ場合、この改革の結果内省に属したるようが、そう読んだ場合、この改革の結果内省に属した。

を教えている(趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』、図版二六魏書には出てこない。しかし北魏時代の墓誌銘はその存在若比二千石。」とある。ここにみえる俟懃地何等の官名はおい。いまその一例を次にあげる。魏虜伝に北魏に存在し料を数多く載せている。それらの史料には拠るべきものが解音、東提比刺史、郁南斉書魏虜伝には魏書では見受けられない内容をもつ史

誌)、内行長(巻四 薛虎子伝)、 元可悉陵伝)、内行給事(墓誌集釈二八一の一、 あったと考えられる。内行尚書 高祖による官制改革より前の内官には次 内行内小(墓誌集釈二六八、 (墓誌集釈二〇七、 奚智墓誌)、 (墓誌集釈二一九、 内行令 丘哲墓誌)、 (四一一) 内行阿 のようなもの 韓震墓誌 千 五 巻 内行長者 頽伝)、

四、

陸紹墓誌)

- って校補したものではない。

 ④ 崔逞伝、崔休伝の記載はともに、北史、高氏小史等によ
- の 鄭欽仁氏「北魏中散官考」(『国立台湾大学歴史学系学しては本文に引用したもののほかに陳奇伝(巻八)がある。 内侍長が北族的色彩の濃い官であることを述べた史料と

- 台中散、太ト中散、秘書奏事中散、秘書主文中散。存在した。秘書中散、侍御中散、主文中散、奏事中散、西の中散にはその職務内容の相違によって次のような名称が
- 詳考はなし難い。思われる殿中給事が監察を行っているが史料が少ないため鎮、折獄以情。所歴皆称之。」とあって、内朝系統の官と廟。拝殿中給事、進爵為公。庫汗明於断決。毎奉使察行州廟。拝殿中給事、進爵為公。庫汗明於断決。毎奉使察行州廟。

8

御史の職分面での詳考はなし難い。とあるものと先述の崔逞伝の二例に限られるので、当時の料は、薜提伝(三)に「皇始中、補太学生。拝侍御史。」の 天興四年の改革以前のことを記していると考えられる史

● おうちな宗とある方が正しい。● 伝が「明元即位(明元とは太宗の諡)」と記していること祖即位」とするが文章の続き具合、あるいは北史五 周幾 武英殿本等は引用史料に「太宗即位」とあるものを「太

- 安頡が監軍侍御史に就官したことを伝えた史料は、ほか
- ◎ 筆者が検索し得た御史就官者十名のうち、周幾、奚鳥侯う。 この南斉書魏虜伝に中丞とあるのは、中尉の誤りであろ

報

』(一九七五

安頡、

于簡、

宿石、

尉力斤、

高謐の七名は北族である。

増大という現象と関係があると考えられる。(注②参照)をれは顕祖高祖の時期における内官への漢人士大夫の就官崔景儁)が御史に就官している点は注目すべきことである。い。ところで高祖の時代に右にあげた二名の漢人(鄧羨、い。ところで高祖の時代に右にあげた二名の漢人(鄧羨、り三名のうち鄧羨と崔景儁は漢人、張求の出自は分からない

- 東京大学出版会、一九六六所収)七〇四頁参照。
 「以「近」の「近日重国氏「高斉出自考」(『秦漢隋唐史の研究』下巻、「の」趙翼『二十二史劄記』巻 一 魏書多曲筆の条参照。
- 6 引用史料に「又兼御史中尉」とあるが、高道悦が遷洛以は間違いなかろう。
- から尉力斤は高宗の頃以後、高祖の遷洛時よりかなり前に勝五となり、侍中、太尉として活躍している。以上のことがの頃に尉力斤が生まれた時期をこの延和中とすると、遷れの頃に尉力斤が生まれた時期をこの延和中とすると、遷まかりに尉力斤が生まれた時期をこの延和中とすると、遷まかりに尉力斤が生まれた時期をこの延和中とすると、遷まかりに尉力斤の父、尉諾が卒したのは世祖の延和中である。いから尉力斤の父、尉諾が卒したのは世祖の延和中である。い

王懌伝と劉騰伝(巻九)参照。 ては高肇伝(巻八)参照。後宮の存在場所については清河ては高肇伝(巻八)参照。後宮の存在場所についてな清河王黎伝附叉伝(六))参照。中書舎人省の存在場所については清河王懌伝(巻二)と京兆 門下省の存在場所については清河王懌伝(巻二)と京兆

御史中尉に就官した可能性が大きいと考えられる。

宮崎氏前掲書三九七頁参照。

- 当するかまでは俄かに断定できない。 わかれているが、御史中尉、治書侍御史がそのどの階に相の 前令の従二品、四品ともにそれがさらに上中下の三階に
- 四五五頁)によって指摘されている。 革』商務印書館、一九三三年、二十三頁)や宮崎氏前掲書の この点に関しては、既に高一涵氏(『中国御史制度的沿
- あるようであるが、筆者は未だ閲読の機を得ていない。国学人第三期、香港新亜研究所、一九七一)という論文が、北魏の御史制度について黄浩潮氏「北魏御史制度」(中

23